



今号のトピックス

老齢年金の受給開始年齢は

●あなたの受給開始年齢は？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則65歳です。以前は60歳から支給されていて、現在段階的に引き上げられています。下図でご自身の受給開始年齢を確認してみましょう。

生年月日	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以降
昭和34年4月2日 ～36年4月1日					老齢厚生年金 (特別支給)	老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年4月2日 以降生まれ						老齢厚生年金 老齢基礎年金

※老齢厚生年金は、勤務された期間（被保険者期間）と掛金（保険料）の基礎となった標準報酬月額等により決定されます。

※老齢基礎年金は65歳から日本年金機構より支給されます。

20歳から60歳までの480ヶ月保険料を納付した場合で、年額795,000円になります（令和5年度）。

※年金を受給されている方が就職され、厚生年金保険に加入された場合、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

※女性の第1号厚生年金被保険者期間に係る老齢厚生年金の支給開始年齢は上記と異なります。

退職年金（年金払い退職給付）とは

退職年金は、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられた積立方式による年金です。毎月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率と利息を累積した「給付算定基礎額」を基に年金額を決定します。

ご自身の基礎額については、毎年7月下旬に本部より送付している「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」をご確認願います。

以下の受給要件①～③の全てに該当したときに請求することができます。

なお、対象は一般組合員であり、短期組合員には適用されませんのでご注意ください。

受給要件

- ① 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間があること
(平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含まれます。)
- ② 65歳以上であること
- ③ 退職していること

受給方法

退職年金の半分は「有期退職年金」、半分は「終身退職年金」として支給されます。

有期退職年金の支給期間は20年ですが、10年または一時金を請求時に選択できます。

ただし、給付事由の発生から6カ月経過後に請求した場合、有期退職年金の支給期間の選択はできず、20年となります。



年金見込額を知るには

●ねんきん定期便

毎年誕生日下旬に、組合員の方へ年金加入期間や老齢年金の種類と見込額に関する情報をお送りしています。

■35歳、45歳、59歳の方（封書による送付）

●59歳

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況

●35歳、45歳

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および保険料納付状況



■35歳、45歳、59歳以外の方（はがきによる送付）

●50歳以上

- ・現在の加入条件で60歳まで継続加入したものと計算した年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

●50歳未満

- ・作成月の前々月までの加入実績に応じた年金見込額
- ・作成月の前々月までの年金加入期間および直近13ヶ月分の保険料納付状況

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ

ねんきん定期便です

問い合わせ先

公立学校共済組合

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9-5
<https://www.kouritu.or.jp/>
 電話 03-5259-1122
 受付時間 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 午前9時から午後5時30分まで
 ※間違い電話が多くなっていますので、おかけ間違いのないようお願いいたします。
 ※電話によるご相談の内容は、正確にお聞きするため録音させていただきます。
 ※電話によるご相談は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

両面を、ゆっくりとはがして、ご覧ください
 (水に濡れている場合は、よく乾かしてからはがしてください。)

基礎年金番号	私学共済の加入者番号	※お問い合わせの際は、基礎年金番号をお知らせください。			
1. これまでの年金加入期間 (老齢年金の受け取りには、原則として120月以上の受給資格期間が必要です。)					
国民年金 (a)			船員保険 (c)	年金加入期間合計 (未納月数を除く)	受給資格期間
第1号被保険者 (未納月数を除く)	第3号被保険者 (未納月数を除く)	国民年金計 (未納月数を除く)	月	(a + b + c)	(d)
月	月	月	月	月	月
厚生年金保険 (b)					
一般厚生年金 (国家公務員・地方公務員)		公務員厚生年金 (私立学校の教職員)	私学共済厚生年金 (私立学校の教職員)	厚生年金保険計	
月	月	月	月	月	月
<small>①「第1号被保険者(未納期間を除く)」欄には、この「ねんきん定期便」の作成年月日以後の国民年金保険料の納付期間の月数を合せて表示しています。 ②(d)欄には、「国民年金の任意加入期間のうち保険料を納めていない期間(任意加入未納期間)」および「特定期間」の合計月数を表示しています。 この任意加入未納期間の月数は、お申し込みを請求するとき書類による確認が必要です。</small>					
2. 老齢年金の種類と見込額(1年間の受取見込額)					
受給開始年齢	歳～	歳～	歳～	歳～	老齢基礎年金
(1) 国民年金					円
(2) 厚生年金保険	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	円
一般厚生年金期間	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	円
公務員厚生年金期間 (国家公務員・地方公務員)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	(定額部分)	円
私学共済厚生年金期間 (私立学校の教職員)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	(報酬比例部分)	円
(1)と(2)の合計	円	円	円	円	円

①老齢年金の受取見込額は、現在の加入条件で60歳まで継続して加入したものと仮定し、60歳を越えて加入している場合は加入実績に応じて計算しています。なお、加入条件や経済動向により見込額は変化します。
 ②受給資格期間が120月未満に達していない場合や特定期間を有している場合、既に老齢年金を決定している場合などは、老齢年金の見込額が表示されません。一般厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、公務員厚生年金期間はお近くの年金事務所へ、私学共済厚生年金期間はお近くの年金事務所へお問い合わせください。
 ③国家公務員と地方公務員の双方にお勤めであった方は、それぞれの加入期間を合算して計算しています。
 ④平成27年9月まで加入実績に届いた直前の国民年金保険料納付組合及び地方公務員共済組合による経済的福祉加算額(共済年金) ※を含めて表示しています。
 ※被用者年金一元化(平成27年9月以前)の退職共済年金(報酬比例部分)の金額は、老齢厚生年金の給付率と同等で計算した金額に、別に定められた給付率を用いて計算した金額を加算したものとされており、この加算額を「増額加算部分」といいます。被用者年金一元化により年金額の計算方法が老齢厚生年金に統一されたため、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については「増額加算部分」が停止されましたが、被用者年金一元化後の期間(平成27年10月以降)については別途「経済的福祉加算額(共済年金)」として当共済組合等から支給されます。
 ⑤上記のほか、この「ねんきん定期便」の表示内容については、当共済組合のホームページをご覧ください。

50歳以上の方は、現在の加入条件で60歳まで加入し続けた場合の見込額が記載されています。